

定額減税調整給付金確認書の提出期限

☎ 本庁舎定額減税調整給付金班（6階6-2会議室） ☎ 0857-30-8255 ☎ 0857-20-3921

確認書の提出期限は **10月31日（木）** です。
 ※郵送での提出は当日消印有効
 定額減税調整給付金の支給対象者のうち、公金口座登録の確認ができなかった人には確認書をお

送りしております。給付金の支給には、この確認書で振込先の口座を記載して返送していただく必要があります。期限を過ぎると給付金は支給できませんので、お忘れのないようにお願いします。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種

☎ 駅南庁舎保健医療課 ☎ 0857-30-8640 ☎ 0857-20-3962

下記対象者は、接種費用の一部を市が負担します。接種券を9月下旬に送付していますので、ぜひご利用ください。

また、定期接種などによる健康被害が生じた場合は健康被害救済制度の対象となる可能性があります。制度の詳細については、本市公式ウェブサイトをご確認ください。

【対象者・接種費用（自己負担額）】

■インフルエンザ予防接種

	対象者	接種回数	接種費用（自己負担額）
定期接種	① 65歳以上の人	1回	市民税課税世帯に属する人：1300円 （本人が市民税課税者である場合を含む） 世帯員全員が市民税非課税の人*2：300円
	② 60～65歳未満で、一定の障がい有する人*1		
任意接種	③ 満6か月以上65歳未満の重度の心身障がい者（障がい支援区分6の人）・重症心身障がい児	13歳未満：2回 13歳以上：1回	生活保護世帯に属する人、中国残留邦人の人：無料
	④ 満6か月以上から小学6年生までの小児	2回 （助成は1回目のみ）	医療機関が定める任意接種費用から助成額（上限2320円）を差し引いた額

■新型コロナウイルス感染症予防接種

	対象者	接種回数	接種費用（自己負担額）
定期接種	① 65歳以上の人	1回	市民税課税世帯に属する人：2100円 （本人が市民税課税者である場合を含む） 世帯員全員が市民税非課税の人*2：700円 生活保護世帯に属する人、中国残留邦人の人：無料
	② 60～65歳未満で、一定の障がい有する人*1		

※1 心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する者として厚生労働省令で定める人（各障がいについて身体障害者手帳1級を有し、またはその障がいの程度が1級と同程度と証明できる人）

※2 世帯員全員が市民税非課税の人で、接種券に記載の自己負担金が1300円または2100円になっている場合は、申請により、自己負担金を減額することができます。詳細は本市公式ウェブサイトをご覧ください。保健医療課までお問い合わせください。

【接種期間】

10月1日（火）～令和7年1月31日（金）

【接種医療機関】

鳥取県東部地区医療機関 ※要予約
 ※年末年始などの休診状況については各医療機関にお問い合わせください。

【医療機関に持参するもの】

接種券付き予診票、自己負担金、母子健康手帳（小児のみ）

※イベントや講座などは中止・延期・内容が変更になる場合があります。

はじめまして！Moin Moin!

☎ 本庁舎文化交流課（34番窓口）
 ☎ 0857-30-8022 ☎ 0857-20-3040



グーテン・ターク！8月に鳥取市国際交流員としてドイツのハンブルクから参りましたポリソワ・エカテリナです。ドイツと鳥取市との架け橋になれること、とても嬉しく思います。

私はハンブルク大学で日本学を専攻し、日本の文化や歴史を学びました。また、大阪府和泉市の桃山学院大学への留学や、東京のドイツに関係する会社でインターンシップを経験しました。

本市では、姉妹都市であるハーナウ市との連絡調整や、市民のみなさんにドイツの言葉や文化を紹介するなどの仕事をします。みなさんにお会いできる日を楽しみにしています。

市民政策コメントを募集します

袋川緑地サクラ管理計画（案）

☎ 本庁舎河川公園課（53番窓口）
 ☎ 0857-30-8344 ☎ 0857-20-3953
 ✉ kasen-koen@city.tottori.lg.jp

袋川緑地のサクラ並木は、地域のみなさんに長年愛されてきた風景であるとともに、県内外から多くの人々が訪れる、市内でも有数のサクラの名所となっています。

このサクラは、植栽されてから約70年経過しており、老木化に伴う樹勢の衰えや園路の根上りなどの問題が生じています。

本市では、これらの問題点を解決し、袋川緑地のサクラ並木を次世代に伝えるため、「袋川緑地サクラ管理計画」を策定することとしました。

このたび、袋川緑地サクラ管理計画策定協議会での検討を踏まえた計画案について、ご意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内、駅南庁舎総合案内、各総合支所、本市公式ウェブサイト

公開期間 10月2日（水）～21日（月）

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メール・本市公式ウェブサイト（電子申請）のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 10月21日（月）17:15 必着

最新の情報は、本市公式ウェブサイトか、各問合せ先でご確認ください。

Pick up information

ピックアップインフォメーション

市役所窓口でキャッシュレス決済をご利用ください

☎ 本庁舎出納室（19番窓口）
 ☎ 0857-30-8436 ☎ 0857-20-3917

窓口での手数料の支払いについて、各総合支所でもキャッシュレス決済が利用できるようになりました。非接触で便利なキャッシュレス決済もご利用ください。

【キャッシュレス決済を行っている窓口】

- ・市民課（6番窓口 ☎ 0857-30-8192）
戸籍・住民票発行、証明書発行の手数料など
- ・市民税課（21番窓口 ☎ 0857-30-8142）
証明書発行、自動車臨時運行許可の手数料
- ・生活環境課（25番窓口 ☎ 0857-30-8084）
大型ごみ納付券、理美容所開設手数料など
- ・環境保全課（25番窓口 ☎ 0857-30-8092）
産業廃棄物処理業等許可申請の手数料など
- ・建築住宅課（26番窓口 ☎ 0857-30-8371）
証明書発行手数料
- ・男女共同参画センター（丸由百貨店5階 ☎ 0857-24-2704）
男女共同参画センター使用料、コピー代
- ・各総合支所
各種証明書発行手数料など

【取り扱いを行うキャッシュレス決済の種類】

- ・クレジットカード
VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club
- ・電子マネー
Suica・ICOCA等交通系電子マネー、waon、nanaco、楽天Edy、QUICPay、iD
- ・QR決済
PayPay、メルペイ、d払い、auPAY、ゆうちょPay、楽天Pay、J-coinペイ、ALIPAY、WeChatペイ

※ご注意ください

- ・税金、保険料の取り扱いはできません。スマホアプリをご活用ください。
- ・市役所窓口でチャージ（カードへの入金など）はできません。
- ・キャッシュレス決済と現金の併用はできません。
- ・クレジットカードでの支払いは1回払いのみ。